

秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）

都市計画檜山石塚谷地地区計画を廃止する。

理 由

市街地としての都市的土地利用が見込まれないことや、本地区を市街化調整区域に編入することで、既存市街地の高密度な利用の促進を図るとともに、将来的に良好な営農の維持および生産性の向上に資する環境整備によって、優良農地として保全・管理を図るため、本地区計画を廃止する。

秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定） 変更対照表

(変更前)

名 称	檜山石塚谷地地区計画	
位 置	秋田市檜山石塚谷地および上北手荒巻字鳥越地内	
面 積	約 16.4ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、秋田市の南東部、秋田駅から約2kmに位置し、今後、一体的な宅地開発が見込まれる区域である。</p> <p>本計画は、地区施設の配置を定め、一体的かつ計画的な市街化を誘導するとともに、建築等の行為を適切に誘導することにより、A地区（住宅地区）、B地区（住民サービス施設地区）による相互に調和のとれた良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発および保全の方針	土地利用の方針	<p>地区の特性を考慮し、次の2地区に区分のうえ土地利用を図る。</p> <p>1 A地区（住宅地区） 閑静な戸建住宅の街区とし、周辺環境と調和した住宅地としての土地利用を図る。</p> <p>2 B地区（住民サービス施設地区） 一定規模以下の店舗、喫茶店、理髪店等、計画区域内の地区住民の生活に必要なサービス施設の立地を誘導する地区としての土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	地区内の交通・防災機能の確保等を図るため、区画道路を適切に配置するほか、公園（3カ所）を定める。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の創出・維持を図るため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、形態・意匠ならびにかき・さくの構造の制限を行う。

(変更後) 廃止

(変更前)

地区整備計画	地区施設の配置 および規模		道 路	街区幹線道路 幅員12.0m 延長 970m 街区幹線道路 幅員 9.0m 延長 545m 区画道路 幅員 6.0m 延長4,145m (配置は計画図表示のとおり)
			その他	公 園 3カ所 面積0.66ha (配置は計画図表示のとおり)
	地区の 区分	名 称	A 地 区 (住 宅 地 区)	B 地 区 (住民サービス施設地区)
		面 積	約13.8ha	約2.6ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについてはこの限りでない。 1 建築基準法別表第2(イ)項第1号、第2号、第3号、第4号第6号、第8号および第9号に掲げる建築物 2 前号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについてはこの限りでない。 1 A地区(住宅地区)で建築できるもの 2 建築基準法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物 3 前号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡		
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の屋根の軒先、庇等から敷地境界線までの距離は、0.5m以上とする。 2 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色合いとする。		
	かき又はさくの構造の制限	建築物の敷地の囲障は、原則として生垣とし、ブロック塀、フェンス等を設置するときは、造成時の宅地地盤面からの高さを、道路に面する側にあつては0.6m以下、隣地に面する側にあつては1.2m以下とする。 ただし、次の各号の一に該当するもので、その高さが1.2m以下である場合はこの限りでない。 1 門柱 2 門柱の袖壁で、その長さの合計が2.0m以下のものであるもの 3 門扉		
	備 考			

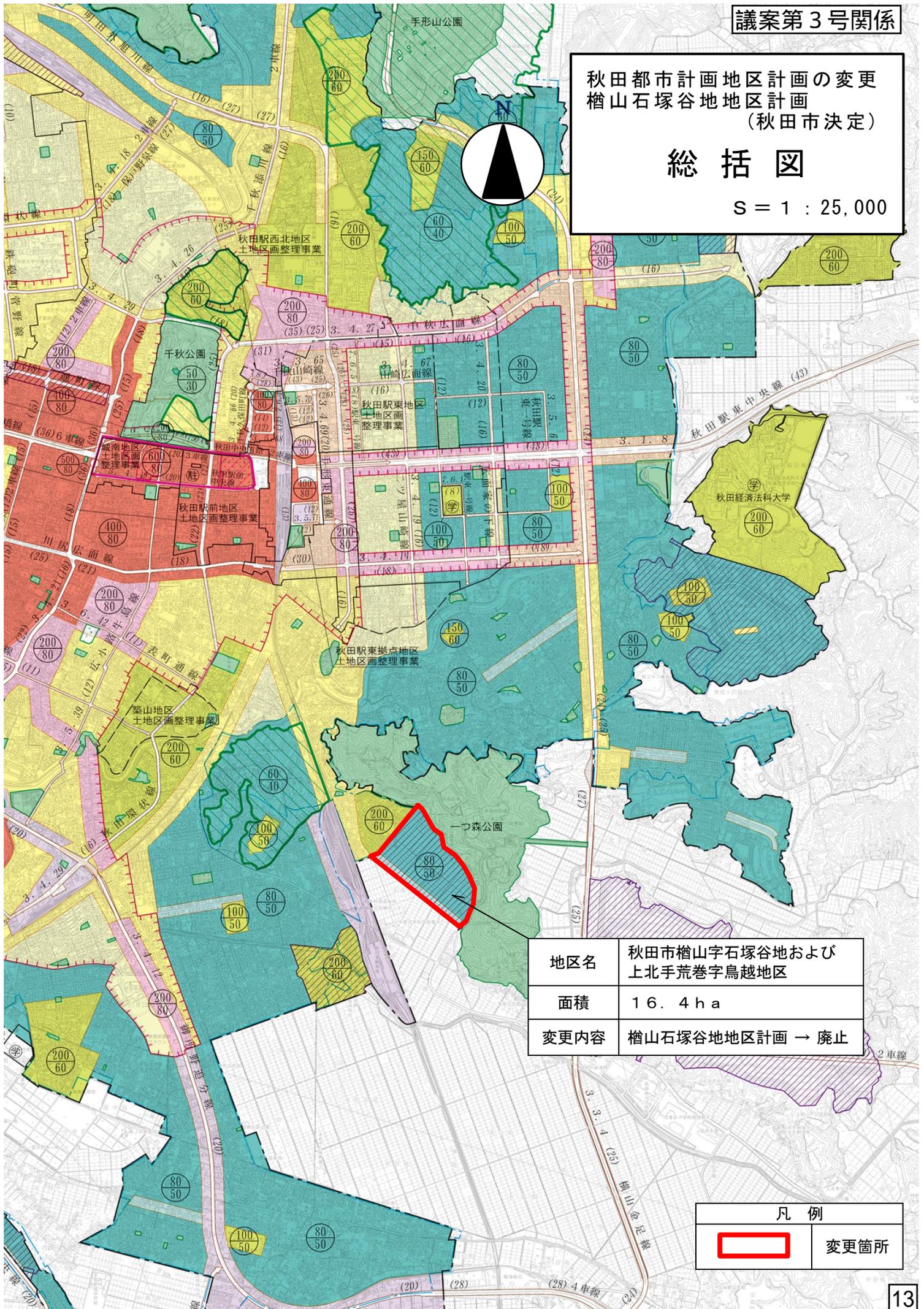
「区域は計画図表示のとおり」

(変更後) 廃止

秋田都市計画地区計画の変更
 榎山石塚谷地地区計画
 (秋田市決定)

総括図

S = 1 : 25,000



地区名	秋田市榎山字石塚谷地および上北手荒巻字鳥越地区
面積	16.4ha
変更内容	榎山石塚谷地地区計画 → 廃止

凡例	
	変更箇所

秋田都市計画地区計画の変更
榎山石塚谷地地区計画
(秋田市決定)

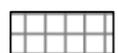
計 画 図

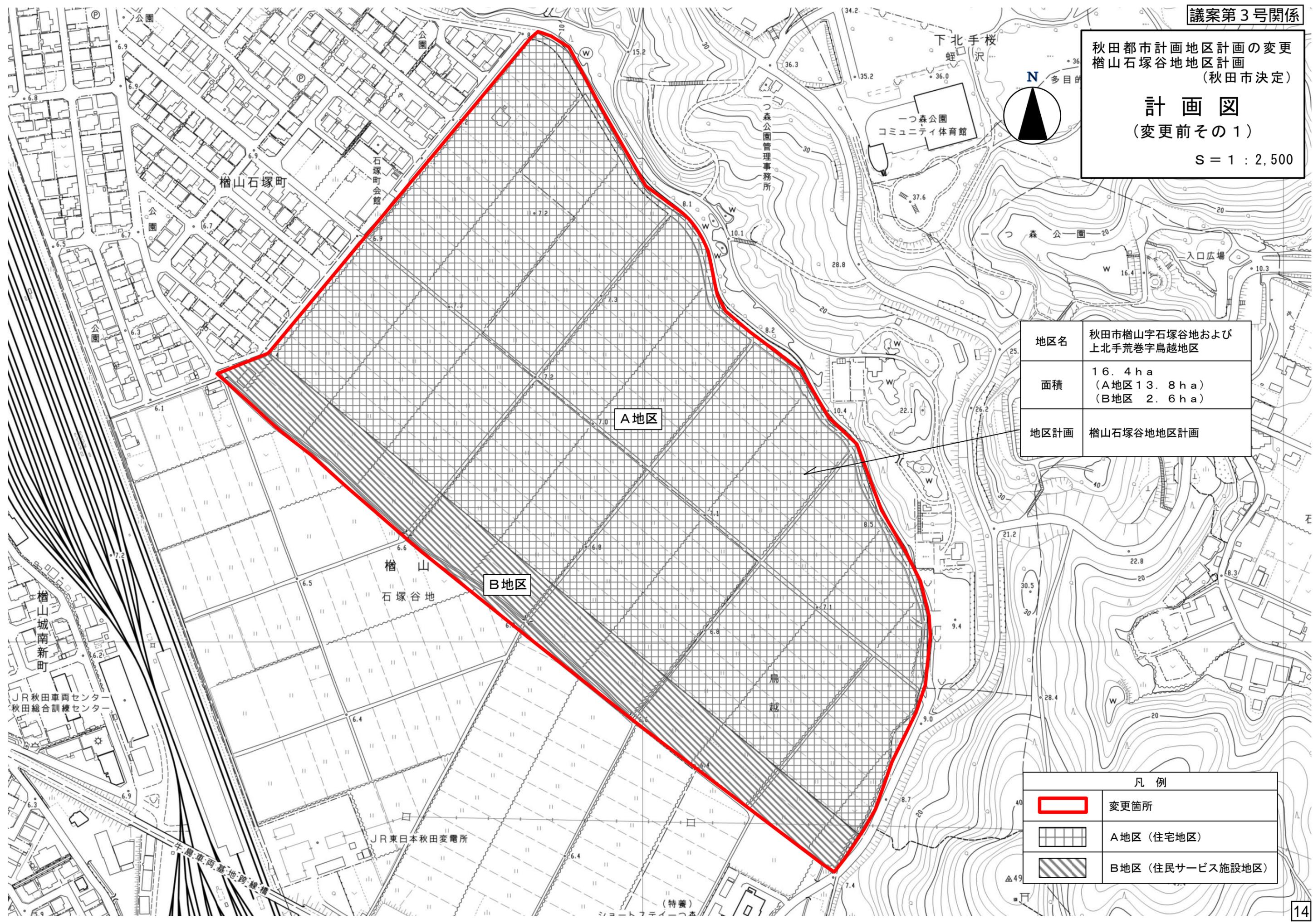
(変更前その1)

S = 1 : 2,500



地区名	秋田市榎山字石塚谷地および 上北手荒巻字鳥越地区
面積	16.4ha (A地区13.8ha) (B地区2.6ha)
地区計画	榎山石塚谷地地区計画

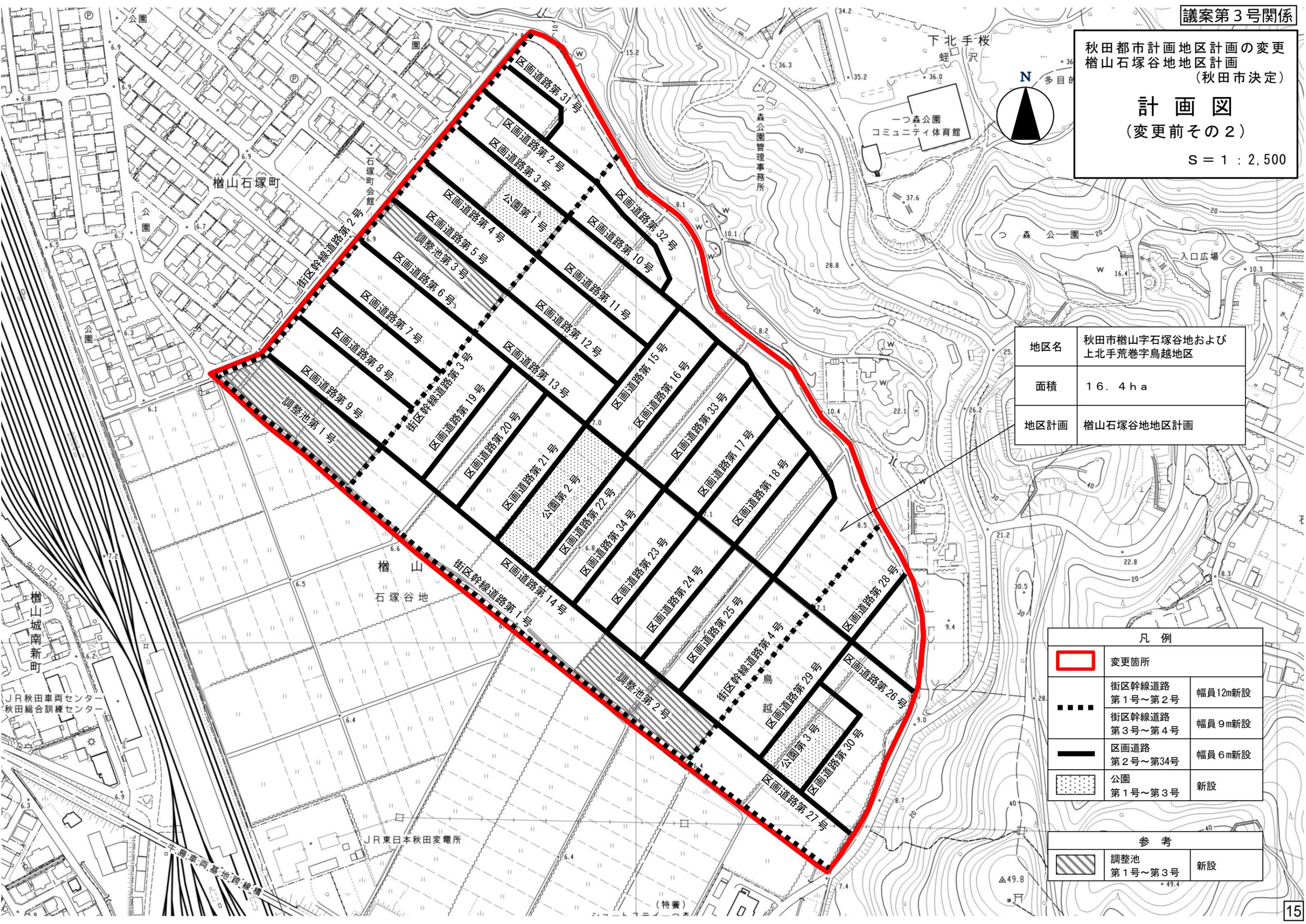
凡 例	
	変更箇所
	A地区 (住宅地区)
	B地区 (住民サービス施設地区)



秋田都市計画地区計画の変更
 榎山石塚谷地地区計画
 (秋田市決定)

計 画 図
 (変更前その2)

S = 1 : 2,500



地区名	秋田市榎山字石塚谷地および上北手荒巻字鳥越地区
面積	16.4ha
地区計画	榎山石塚谷地地区計画

凡 例		
	変更箇所	
	街区幹線道路第1号~第2号	幅員12m新設
	街区幹線道路第3号~第4号	幅員9m新設
	区画道路第2号~第34号	幅員6m新設
	公園第1号~第3号	新設
参 考		
	調整池第1号~第3号	新設

秋田都市計画地区計画の変更
檜山石塚谷地地区計画
(秋田市決定)

計画図 (変更後)

S = 1 : 2,500



地区名	秋田市檜山字石塚谷地および 上北手荒巻字鳥越地区
面積	16.4ha
変更内容	檜山石塚谷地地区計画 → 廃止

凡例	
	変更箇所

